

(単価契約) タブレット端末 (iPad) の調達及び通信サービスの提供業務に関する受注事業者の公募について (プロポーザル説明書)

(単価契約) タブレット端末 (iPad) の調達及び通信サービスの提供業務について、受注事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルを実施しますので、次のとおり提案を募集します。

1 件名

(単価契約) タブレット端末 (iPad) の調達及び通信サービスの提供業務

2 業務の目的

京都市建設局における現場業務 (道路・橋梁・河川等の維持管理、工事監督、現場調査等) の効率化及びデジタルトランスフォーメーション (DX) の推進を図るため、タブレット端末 (iPad) の調達、モバイル通信サービスの提供及びキッティング等の導入支援業務を一体的に実施できる事業者を、公募型プロポーザル方式により選定するものである。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

※本契約は単価契約とする。通信契約に係る予定価格の算定にあたっては、今年度分 (令和8年8月から令和9年3月まで) の8箇月を想定利用期間として算出している。

4 業務内容

別紙「契約仕様書 (物品調達)」 (以下「仕様書」という。) のとおり

品目	仕様 (概要)	想定数量	備考
iPad (通常モデル)	第11世代以降 / Wi-Fi+Cellular 128GB以上 / 最新 iPadOS	50台	全台同一機種・買取
iPad mini	第7世代以降 / Wi-Fi+Cellular 128GB以上 / 最新 iPadOS	32台	全台同一機種・買取
液晶保護フィルム (iPad用)	ブルーライトカット・抗菌 指紋防止・高光沢	50枚	貼付済で納品
液晶保護フィルム (mini用)	同上 (mini対応品)	32枚	貼付済で納品

スタイラスペン	BT 不要 / USB-C 充電 10H 以上 / パームリジェクション付	82 本	
キーボード (iPad 用)	JIS 配列 / Smart Connector または BT / ケース一体式	3 台	
防塵・耐衝撃ケース (iPad 用)	防塵 IP 規格相当 全ボタン・ポート使用可	47 個	
防塵・耐衝撃ケース (mini 用)	同上 (mini 対応品)	32 個	
通信回線 (10GB/月)	データ通信 10GB/月/回線 事務手数料含む	82 回線	8 箇月分で算定

5 受注候補者選定の方法

企画提案書等の提出書類による書類審査を実施し、優れた者を 1 者選定する。

6 契約等

(1) 契約金額の上限

金 9,062,205 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※本契約は単価契約とし、上記金額は品目別単価に想定数量を乗じた合計額の上限である。発注者は、予算の執行状況及び業務上の必要性に応じて、想定数量を超えて追加発注することがある。

(内訳)

- ・ 物品調達 (端末本体+付属品+キッティング) : 金 6,851,240 円 (税込)
- ・ 通信サービス (月額 8 箇月分) : 金 2,210,965 円 (税込)

※通信契約事務手数料は、16 回線以上の一括契約に対する割引適用を前提として 0 円で算定している。

(2) 単価を設定する品目

入札により決定する品目別単価は次のとおりとする。

- ア 端末 (買取) : iPad (通常モデル) 1 台当たり単価、iPad mini 1 台当たり単価
- イ アクセサリー : 液晶保護フィルム (iPad 用・mini 用)、スタイラスペン、キーボード (iPad 用)、防塵・耐衝撃ケース (iPad 用・mini 用) の各単価
- ウ 通信回線 : 10GB プラン 1 回線当たりの月額単価 (基本使用料、データ通信料、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料、ISP 利用料等を含む。)

エ 契約事務手数料：1回線当たりの単価

(3) 再委託の禁止

受注者は、本業務の全部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

受注者は、本業務の一部を再委託する場合は、事前に書面により京都市に提出し、その承認を得ること。

その他、京都市行財政局管財契約部契約課通知（下記 URL を参照）の定めに従うこと。

URL： <https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/pdf/saiitaku.pdf>

7 プロポーザルの参加資格

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。（【※】本市の競争入札参加有資格者でない場合であっても、京都市競争入札等取扱要綱第2条第1項各号に掲げる資格を有する者である場合は、当該プロポーザルにおいては競争入札参加有資格者とみなす。）
- (2) 公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の措置を受けていないこと。
- (3) 京都市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団並びに同条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者が所属する組織等でないこと。
- (4) タブレット端末（iPad）の法人向け販売実績を有すること。また、モバイルデータ通信サービスの提供が可能であること（移動体通信事業者又はその正規代理店であること）。
- (5) Apple Business Manager（ABM）を活用したデバイス登録（ADE：Automated Device Enrollment）及びキittingの実績を有すること。
- (6) コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者が参加資格を満たしていること。

8 応募手続

【スケジュール】

公募開始	令和8年6月25日（木）
質問受付期限	令和8年6月30日（火）午後5時
質問回答	令和8年7月1日（水）まで
提案書等提出期限	令和8年7月6日（月）午後5時【必着】
書類審査（選定委員会）	令和8年7月7日（火）
選定結果通知	令和8年7月8日（水）
契約締結（目標）	令和8年7月中旬

※当初 82 台分の納期は令和8年7月31日を予定しており、上記スケジュールはこれに間に合うよう設定している。

（1） 提出書類及び提出期限

参加表明書及び企画提案書等の一切の書類を、上記スケジュールの提案書等提出期限までに一括して提出すること。期限までに提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

ア 参加資格に関する書類

（ア） 参加表明書

※コンソーシアムを結成して参加する場合は、各事業者の役割がわかるように記載すること。

（イ） 会社概要がわかる書類

（ウ） 「7 プロポーザルの参加資格（4）（5）」を満たしていることがわかる書類

※タブレット端末（iPad）の法人向け販売実績及び ABM を活用したキッティング実績がわかる契約書の写し等

※契約書一式（全ページ）の提出は不要とする。「契約件名」、「契約期間」、「契約当事者の記名・押印」が確認できるページ（表紙等）のみを抜粋して提出すること。機密保持等の理由により公開できない情報が含まれる場合は、該当箇所を黒塗り（マスキング）して提出することを認める。

イ 「7 プロポーザルの参加資格」の【※】に該当する場合は上記（ア）～（ウ）に加え、下記（エ）～（キ）も同様に提出すること。

- (エ) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本（提出日前3か月以内に発行のもの（原本））
- (オ) 法人税又は所得税、消費税及び地方消費税について、未納がないことを証明する書類（提出日前3か月以内に発行のもの（原本））
- (カ) 本市の法人市民税、固定資産税（土地・家屋）・都市計画税、水道料金・下水道使用料について、本市内の全ての事業所等に未納がないことを証明する書類（提出日前3か月以内に発行のもの（原本）） ※本市から課税されていない場合は不要
- (キ) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等及び同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことの誓約書
- ※誓約書の記載に当たっては、京都市情報館（本市ホームページ）で「京都市暴力団排除条例施行規則」をサイト内検索し、当該ページの「誓約書（第1号様式）」を利用すること。

URL：<https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000120713.html>

ウ 企画提案書

- ・ 企画提案書本編は、原則A4サイズ（縦・横は任意）、20ページ以内とし、表紙に社名及びタイトル「タブレット端末調達及び通信サービス 企画提案書」を記載したうえで、表紙、目次、提案内容の順に綴じ、通し番号を付すこと。
- ・ 企画提案書本編、様式第1～3号及び見積書の3点をセットとして、「企画提案書（正本）」と「企画提案書（副本）」を作成すること。
- ・ 企画提案書（副本）には、社名及び社名を類推させるロゴ等を一切記載しないこととし、必要に応じて黒塗り等の措置を講じること。
- ・ 仕様書に示す本市の要求事項を理解し、参加表明者の知識と経験を活用し、本業務が最大限の成果を挙げるための提案を行うこと。
- ・ 特に、仕様書に記載の希望要件（データ繰越、休止設定、管理画面の提供、データシェアプラン等）への対応可否及び提案がある場合は、企画提案書に明記すること。

エ 様式第1～3号

- ・ 「【様式第1号】業務従事メンバー状況表（体制図）」について、本市との連絡関係、指揮命令系統、従事メンバー間の相互関係等を図示すること。

- ・ 「【様式第2号】業務従事メンバー状況表（役割）」について、各従事メンバーの本業務における役職（立場）及び分担業務（役割）、実務経験年数、資格等を詳細に記載すること。
- ・ 「【様式第3号】類似業務における調達・導入実績一覧」について、官公庁・自治体におけるタブレット端末の調達及び通信サービスの提供実績を最大10件記載すること。
- ・ 様式第3号については、各調達実績を証するもの（契約書の写し等）を、企画提案書（正本）に添付すること。（企画提案書（副本）への添付は不要）。

オ 見積書

- ・ 品目別の単価及び想定数量に基づく金額がわかるようにすること。
- ・ 端末本体、付属品、通信サービス（事務手数料・月額）、キitting費用等の内訳を明示すること。
- ・ 税抜価格を記載すること。
- ・ その他、発生する諸経費については、価格に含めること。

※本市が示した契約金額の上限価格を上回る価格で見積書を提出したときは、失格とする。

(2) 提出部数及び提出方法

- ・ 正本1部・副本3部（郵送又は持参）及び電子データ（電子メール）を提出すること。
- ・ 郵送の場合は、書留郵便に限る。
- ・ 電子メールのタイトルは「【建設局】タブレット端末調達プロポーザル」とすること。
- ・ 電子メール送付後に、担当者に必ず電話にて受信確認を行うこと。

※上記イの（エ）～（カ）の原本については郵送又は持参により提出すること。

メールアドレス：choseikanri@city.kyoto.lg.jp

電話番号：075-222-3568

郵送先：〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎 建設局土木管理課 計画調整係 宛

9 質問及び回答について

- ・ 質問は電子メールにて提出すること。様式の指定はない。また、電話及び対面での質問は受け付けない。
- ・ 電子メールのタイトルは「【建設局】タブレット端末調達プロポーザル（質問）」とすること。
- ・ 電子メール送付後に、担当者に必ず電話にて受信確認を行うこと。
- ・ 質問の提出期限及び回答日は、上記「8 応募手続」のスケジュール表のとおりとする。
- ・ 回答は、質問者を含む全参加者に電子メールで行う。

10 受注候補者の選定に関する審査

(1) 選定方法

- ・ 「タブレット端末調達及び通信サービスの提供業務受注候補者選定委員会」が受注候補者を選定する。
- ・ 選定の対象は、企画提案書等の提出者（無効となったものを除く。）とし、選定に当たっては、企画提案書等の提出書類に基づく書類審査により、事業者の業務実施能力を審査して最も優れた提案があった者を受注候補者に決定する。
- ・ 提案者が1者の場合においても、選定会議での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば、受注候補者に決定する。
- ・ 評価結果が最低選定基準点（60点）を上回った者がいない場合は、受注候補者を選定しない。

(2) 評価基準

別紙「タブレット端末調達及び通信サービスの提供業務の企画提案に係る評価基準」に基づき総合的に評価を行う。

(3) 選定結果の通知

選定結果については、選定後、提案者全員に通知するとともに、本市ホームページに公開する。

1.1 契約

- (1) 選定された受注候補者と仕様書、契約条件の詳細を協議のうえ、速やかに契約を締結する。
- (2) 選定された受注候補者が契約の締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合及びその他の理由により受注候補者との契約が締結できない場合は、次点者を受注候補者とする。

1.2 留意事項

- (1) プロポーザルの応募に要する一切の費用は参加者負担とする。
- (2) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は、一切受け付けない。また、返却もしない。
- (3) 提出書類に虚偽又は不正があった場合は失格とする。
- (4) 本プロポーザルにより選定された受注候補者であっても、予算の成立を前提とし、予算が成立しない場合又は当該委託業務が成立しなかった場合は、プロポーザルや契約手続を中止するのでこの点を承知しておくこと。また、上記が理由で参加者又は受注予定者に損害が生じても、本市はその損害について一切負担しないことに同意した上で、参加表明書を提出すること。
- (5) 契約期間中に、対象端末の後継機種若しくは新機種が発売された場合、又は対象機種の製造中止等により同一機種の調達が困難となった場合は、発注者と受注者で協議のうえ、同等以上の性能を有する機種へ対象機器を変更又は追加することができるものとする。

【連絡先】

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

京都市役所分庁舎 建設局土木管理課

計画調整係（担当：林）

電子メール：choseikanri@city.kyoto.lg.jp

電話番号：075-222-3568

タブレット端末調達及び通信サービスの提供業務の企画提案に係る評価基準

【評価表】

評価内容 大項目	No	評価内容 中項目	評価内容 小項目（評価の視点）	配点
実績 10点	1	タブレット端末の法人向け販売実績	(1) 自治体又は官公庁へのタブレット端末（iPad）納入実績（台数・規模）を有している。 (2) ABM へのデバイス登録（ADE）の実績を有している。	5
	2	通信サービスの法人向け提供実績	モバイルデータ通信サービスの法人向け提供実績を有している。	5
企画 提案 30点	1	通信サービスの品質	(1) 京都市内（山間部含む）における通信エリアのカバー率が高い。 (2) 月間データ容量超過時に追加料金が発生せず、速度制限への切替えが明確である。	10
	2	通信サービスの付加提案	仕様書の希望要件への対応状況が示されている。 (1) データ繰越（当月未使用分の翌月繰越） (2) 休止設定（未使用月の料金減額） (3) データシェアプラン（契約全体で通信総量を分け合う提案） (4) 回線別データ使用量の管理画面・レポート機能	5
	3	キitting・納品体制	(1) ABM へのデバイス登録・フィルム貼付・ケース装着等の作業手順が明確である。 (2) 令和8年7月31日の納期に対し、実現性のあるスケジュールが示されている。 (3) 本市との連絡窓口が明確である。	10
	4	付加価値	(1) 将来的な端末追加・機種変更への柔軟な対応が示されている。 (2) コスト最適化に関する具体的な提案がある。	5
【価格点】 60点			価格点＝ 最低見積価格 ÷ 提案見積価格 × 60点 (計算結果小数点未満切捨)	60
合 計				100